

(報道発表資料)

令和6年9月3日

京都市文化市民局

担当 暮らし安全推進部

消費生活総合センター

電話 075-366-2250

京都市消費生活審議会 第25期

## 市民公募委員の募集

京都市では、京都市消費生活条例第37条の規定に基づき、市長の諮問機関として、消費生活行政に関する重要な事項を調査及び審議するため、学識経験者や消費者団体、事業者団体等で構成する京都市消費生活審議会を設置しています。

この度、同審議会の委員を改選するに当たり、市民の意見や提案を施策に反映させるため、市民公募委員を募集します。

### 1 募集期間

令和6年9月10日（火）～令和6年10月10日（木）（必着）

### 2 募集人数

2名

### 3 委員について

#### (1) 任期

令和6年12月1日から令和8年11月30日までの2年間

#### (2) 職務

年2回から4回程度開催する会議に出席していただき、消費生活に関わる様々な議題に対し、市民の立場から意見を述べていただきます。

- ※ 1 開催回数は、審議内容により変動があります（1回につき2時間程度）。
- 2 委員は、審議会に設置される、いずれかの部会に所属していただくことがあります。上記回数には、部会の開催回数を含みます（現在、表示・包装適正化部会、消費者苦情処理部会、消費者教育推進部会を設置）。
- 3 委員には、職務上知り得た秘密について守秘義務が課せられます。
- 4 会議は原則公開しますが、議事内容によっては非公開とする場合があります。

#### (3) 報酬

会議の出席者には、本市が定める委員報酬をその都度お支払いします。

#### 4 応募資格

消費者問題に関心のある方で、令和6年12月1日現在、次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 市内にお住まい又は通勤・通学されている、満18歳以上の方  
※ 国籍は問いませんが、日本語での会話が可能な方に限ります。
- (2) 国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (3) 京都市の2つ以上の審議会等の市民公募委員に委嘱されていない方
- (4) 過去に京都市消費生活審議会委員を経験したことがない方
- (5) 年2～4回程度開催される会議（平日の日中）に出席できる方

#### 5 応募方法

応募用紙と小論文（800字程度）を次のいずれかの方法で提出してください。  
応募書類は返却しません。

- (1) 郵送（締切日必着）
- (2) 持参（消費生活総合センター開所時間中。土・日・祝休日を除く、午前9時から午後5時まで。）
- (3) FAX又はメール（締切日当日の送信記録有効）
- (4) ホームページ（締切日当日の送信記録有効）

応募フォームに必要事項を入力し、送信してください。

応募フォームは、募集開始日以降、消費生活総合センターのホームページに掲載します。

#### 6 応募用紙の配布

消費生活総合センター、市役所案内所、各区役所・支所等で配布するほか、消費生活総合センターのホームページに掲載します。

#### 7 選考方法

応募書類に基づき選考を行い、選考結果は11月上旬に応募者全員に通知します。  
なお、個別に具体的な選考内容をお答えすることはできませんので、御了承ください。

#### 8 応募・問合せ先

〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター（消費生活審議会担当）

電話：075-366-2250 FAX：075-366-2259

E-mail：[soudan@city.kyoto.lg.jp](mailto:soudan@city.kyoto.lg.jp)

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000327632.html>



二次元コード

<参考>京都市消費生活審議会について

京都市消費生活審議会は、昭和51年に京都市消費者保護審議会として設置され、消費者団体、事業者団体、消費者問題に詳しい学識経験者等で構成されています。  
委員数は市民公募委員を含め20人以内です。